

第1章 都市計画マスタープランとは

第1章 都市計画マスタープランとは	1
1. 改訂の趣旨	3
2. 法体系による位置づけ	3
3. 都市計画マスタープランの構成	4
4. 対象区域及び目標年次	4

1 改訂の趣旨

前橋市都市計画マスタープランは、平成16年の市町村合併に対応した、新市域を含めた新たな都市計画マスタープランとして、平成21年3月に策定し、その後各施策・事業の進捗による時点修正を行うため、平成27年3月、令和2年5月に改訂しました。

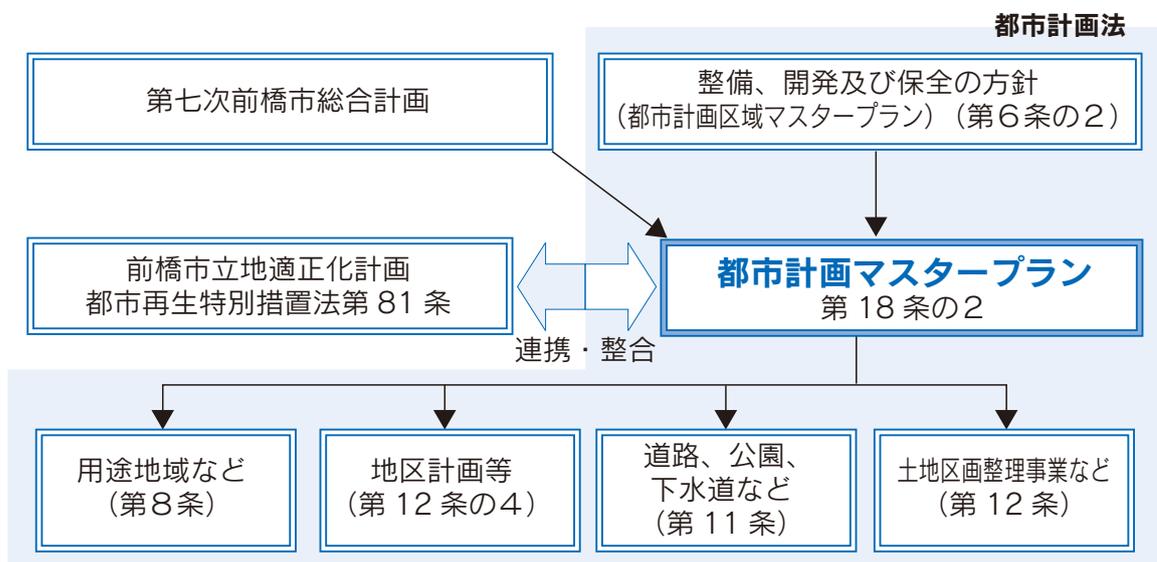
またこの間には、本市のまちづくりに関する羅針盤「前橋ビジョン【めぶく。】」を策定し、第七次前橋市総合計画の基本理念に位置付けたことを契機に官民協働で策定した「前橋市アーバンデザイン」を具現化する“民間主体のまちづくり”の取り組みが始まり、現在では各所でその動きが加速しています。

こうした流れが形成されているなか、前橋市歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）の認定や前橋市立地適正化計画の改訂、第七次前橋市総合計画の改訂があり、また、中心市街地の道路空間再編によるウォークアブルなまちづくりの推進など国や県と連携した取り組みも深化していることから、都市づくりに関わる施策・事業の進捗による時点修正を行うため、都市計画マスタープランを改訂することとしました。

2 法体系による位置づけ

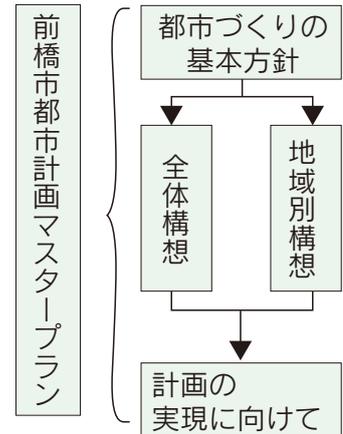
「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市町村が取り組む都市計画（都市づくり）の最も基本的な考え方となる計画です。

市町村が「都市計画マスタープラン」を定めるときは、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想（総合計画）及び都市計画法第6条の2に基づき県が定める「整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めることとされています。市町村が定める都市計画には、用途地域などの地域地区、地区計画、一般国道や都道府県道以外の道路、公園、下水道などの都市施設、土地区画整理事業、市街地再開発事業、工業団地造成事業などの市街地開発事業がありますが、これらを決定するときは、上記のマスタープラン等に即したものでなければならないこととされています。



3 都市計画マスタープランの構成

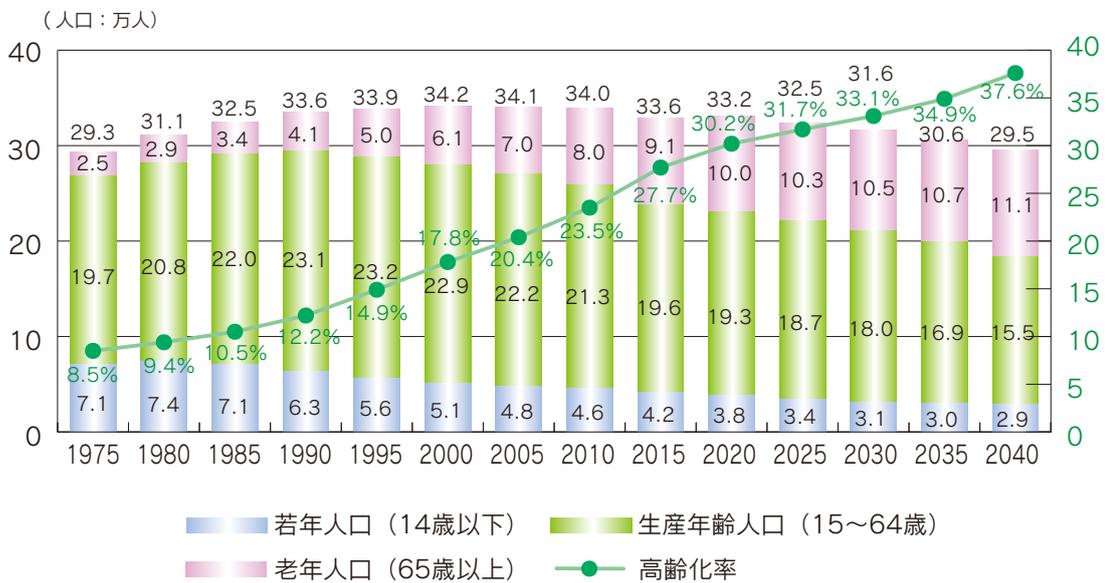
本計画は、本市の将来都市像や将来都市構造などの都市づくりの基本方針と、この基本方針に基づき土地利用など広い視野から見た「全体構想」及び地域ごとの将来像や土地利用など生活に身近な視点から見た「地域別構想」を大きな柱として構成しています。



4 対象区域及び目標年次

本計画は、市全域（311.59km²）を対象とします。そして、望ましい都市の将来像の実現には、多くの時間と労力を掛けて取り組んでいく必要があるため、中長期的な視点をもって、令和2年（2020年）の国勢調査から20年後となる令和22年（2040年）を目標年次とした計画とします。

目標年次である令和22年（2040年）の人口フレームは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（中位推計）（令和5年推計）」に基づき、約29万5千人と想定します。



総人口（年齢3階層別）・高齢化率の推移

資料：[実績値] 国勢調査(1975年～2020年)
 [推計値] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(中位推計)(R5年推計)」
 国勢調査による人口及び割合は、2015年までは年齢不詳をあん分した結果、2020年是不詳補完結果

「都市づくり」と「まちづくり」

“都市づくり”とは、都市全体を見渡した都市政策の視点から考えた、主に自治体が都市計画法などに基づく市全体の都市構造へ影響を与えるような計画の策定や事業の実施を行っていくことを示しています。

“まちづくり”とは、多様化する地域の課題や市民ニーズに対応するため、市民と行政が協働し、人々が住みやすく活動しやすい共用空間である“まち”をつくっていくことを示しています。

■前橋市都市計画マスタープランの概要

前橋市都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針です。

したがって本市は今後の都市計画を進めていく上で、本計画に位置づけた将来都市像などの実現に向け取り組んでいきます。

第1章 都市計画マスタープランとは

第2章 前橋市の概況と課題

前橋市の概況

都市づくりの主要課題

都市構造に係る主要課題

- 一体の都市としての整備、開発及び保全
- 中心市街地の再整備
- 拠点への適正な機能集積
- 公共交通を中心とした交通ネットワークの形成
- 社会資本の老朽化
- 産業用地の確保
- 適正な土地利用の推進

都市空間に係る主要課題

- 地域特性を活かした環境整備
- すべての人が利用しやすい環境整備
- 歴史・景観づくりへの配慮・景観の創出
- 災害対策の充実

第3章 都市づくりの基本方針

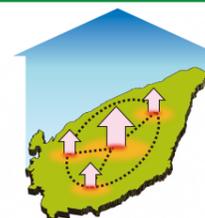
将来都市像 『新しい価値の創造都市・前橋』

都市づくりの理念

多様な都市機能の備わったにぎわいのある市街地環境づくり
豊かな自然と地域特性を活かした潤いと安らぎのある居住環境づくり

前橋市が目指すコンパクトなまちづくり

ひとつの都市として
市全体が地域とともに発展する
コンパクトなまちづくり



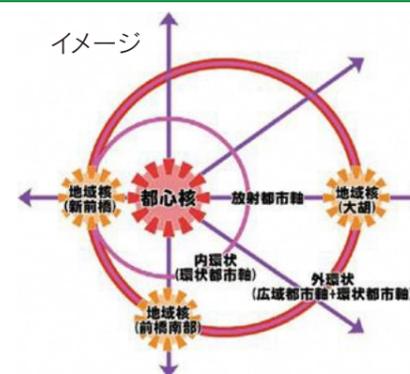
地域が連携しながら、それぞれ発展することにより、市全体の発展を促す。

都市づくりの基本目標

- 市の発展、都市活力の創出の中心となる都心核・地域核の形成
- 地域の発展や地域住民の生活を支える地域拠点・生活拠点の形成
- 誰もが快適に移動できる公共交通を中心とした交通ネットワークの形成
- すべての人々が生き生きと暮らせる居住環境の形成
- 都市と自然が調和した土地利用の推進

将来都市構造

- 都心核・地域核の形成
- 地域拠点・生活拠点の形成
- 骨格的な交通施設網の形成
- 骨格的な土地利用の形成



本市が目指す都市づくりの最も基本的な方向性

市全体を対象に、広い視野から見たまちづくりの方向性

第4章 全体構想

政策テーマ別構想

- 本市の特性を踏まえた『コンパクトなまちづくり』
- 良好な自然環境を次世代に継承する『環境負荷の少ないまちづくり』
- 自然と調和し魅力を創出する『美しい景観のまちづくり』
- 地域資源を活用した『活力のあるまちづくり』
- いつまでも住み続けることができる『安全安心なまちづくり』

分野別構想

- 土地利用の方針
- 交通体系の整備の方針
- 水と緑の整備・保全の方針
- その他の都市施設整備の方針

第5章 地域別構想

- 本庁地区
- 中心市街地
- 上川淵・下川淵地区
- 芳賀地区
- 桂萱地区
- 元総社・東地区
- 清里・総社地区
- 南橋地区
- 永明・城南地区
- 大胡地区
- 宮城地区
- 粕川地区
- 富士見地区

第6章 計画の実現に向けて

多様な主体の参画による『協働によるまちづくりの推進』

都市づくりの基本方針、全体構想を基本とした地域別のまちづくりの方向性